

年金だより

付加保険料を納付しませんか？ ～年金受給額が増やせます～

年金課
☎973-5498

付加保険料とは

平成20年度の老齢基礎年金額は、40年間保険料を納めた場合の満額で七九、一〇〇円ですが、老後により多くの年金を受けたいと考えている方のために、付加年金制度があります。

これは、毎月の国民年金保険料（平成20年度は一四、四一〇円）に、付加保険料を上乗せして納付すると、付加年金が老齢基礎年金に上乗せして支給される仕組みです。

厚生年金などの被用者年金制度に加入している方は報酬によって保険料や給付額が増額しますが、自営業やフリーで仕事をしている方など第一号被保険者の場合は、保険料と給付（老齢基礎年金）額が定額になっています。

将来の生活設計に合わせて上乗せの年金を考えている第一号被保険者のかたのためには、付加年金のほかにも、公的な年金制度である国民年金基金、個人型確定拠出年金、農業者が加入できる農業者年金の制度などがあります。

これら上乗せ制度の保険料は、国民年金保険料と同じく全額が社会保険料控除の対象となります。

付加保険料の額は定額

付加保険料の額は1ヵ月400円で、付加保険料を納付できるのは、国民年金の第一号被保険者または任意加入被保険者の方です。

保険料の免除または納付猶予を受けている方や国民年金基金に加入している方は、付加保険料を納めることはできません。一方、農業者年金の加入者の方は、必ず付加保険料を納付することになっています。

付加年金の金額は

付加年金額は、2000円×付加保険料納付月数で計算します。

例えば、付加保険料（4000円）を10年間納付（四万八千円）した場合の付加年金額は、

付加年金額
2000円×120月（10年）＝二百四千元

つまり、付加年金を2年間受給すると納付した付加保険料総額と同額になり2年で元がとれることとなります。

なお、付加年金は老齢基礎年金の受給権を得た月の翌月から支給され、老齢基礎年金と合わせて受給できる終身年金です。老齢基礎年金を65歳より前に繰り上げ受給または、繰り下げ受給する場合には、付加年金も老齢年金の減額率・増額率に応じて減額・増額されます。付加年金は定額のため、物価スライドはありません。

付加保険料の納付手続について詳しくは、市役所年金課へご相談ください。

付加保険料を納めるには

- ①窓口で申請した月分から納付できます。
- ②納付期限は翌月末です。
- ③納付期限を過ぎた場合は、その月分の付加保険料を納めることができませんので、ご注意ください。

2年で元が取れて、
お得！
（未来のわたしに☆）



国民年金基金

国民年金基金加入については、各都道府県に1ヵ所設立されている地域型国民年金基金が、25の業種別に設立されている職能型国民年金基金にお問い合わせください。

国民年金基金連合会

☎0120-651419

国民年金基金連合会ホームページ

『<http://www.npfa.or.jp/>』

沖縄県国民年金基金ホームページ

『<http://www.okinawakin.or.jp/>』

お知らせ

来月（1月）は年金受給者へ『社会保険業務センター』より源泉徴収票（はがき）が送付される予定です。届きましたら、内容を確認ください。

また、『扶養親族等申告書』の提出忘れがある方は、お早めに提出ください。

社会保険庁ホームページ

『<http://www.sia.go.jp/>』

